

法人の運営

1. 目 的

社会福祉法人天神会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営む事ができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

イ 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

イ 保育所の経営

ロ 障害福祉サービス事業の経営

ハ 地域活動支援センターの経営

ニ 相談支援事業の経営

ホ 一時預かり事業の経営

2. 評議員及び評議員会

当法人の評議員会は、以下の評議員をもって構成する。

評議員 卯 道 秀 雄

評議員 松 村 美知子

評議員 嵯 峨 壺 朗

評議員 谷 地 和 則

評議員 下斗米 正 彦

評議員 佐々木 正 則

評議員 藤 原 耕 道

評議員 稲 田 泰 文

評議員 藤 原 隆 雄

(計9名)

評議員会は、毎年度1回の定時評議員会で事業報告及び決算の決議を行うほか、法令または定款で定められた事項の決議など必要ある場合、必要に応じて開催する。

3. 役員及び理事会

当法人は、以下の役員をもって構成する。

理事長 三 河 茂 喜

理 事 三 河 玲 子

理 事 吉 田 勝 美

理 事 松 家 洋 子

理 事 安 田 君 夫

理 事 吉 田 幸 治

監 事 佐々木 節 子

監 事 佐々木 敏

役員総数 6名 (理事6名・監事2名)

理事会は、この法人の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督のほか、議決を要する事項がある場合、必要に応じて開催する。

4. 監 査

決算監査のほか、本法人の適正な運営を図るため四半期に1回内部経理監査（出納調査）を実施する。また、決算月及び四半期に1回会計確認事務を外部会計事務所に委託する。

5. 役員研修

役員研修会（主催：岩手県・岩手県社会福祉協議会・全国社会施設経営者協議会・岩手県社会施設協議会など）に出席するほか、必要に応じて内部研修を実施する。

令和6年度ひばり療護園事業計画（ひばりショートステイ含む）

●基本理念

- ① ノーマライゼーション理念のもと、たとえ障害があっても一人の人間としてその人らしく尊厳を持って生きることを支援します。
- ② 利用者からのニーズを把握するとともに、ニーズを満たすためのサービスの充実に努めます。
- ③ 地域福祉向上のために、地域及び地域資源と連携・共働を図り、地域に開かれた施設づくりを推進します。

●運営方針

- ① 利用者・職員の相互信頼関係を保ち、利用者の社会的自立・活動への参加を促す。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- ③ 地域や家族との結びつきを重視し、市町村や他の障害者支援施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努める。

●支援の方針

全国身体障害者施設協議会倫理綱領及び職員倫理綱領を遵守するとともに、業務マニュアルを具体的なサービス提供の基本とする。また利用者一人ひとりの意思や希望を反映したケアプラン(個別支援計画書)に沿ったサービス提供を心がける。

(1) 生活支援

- ① 日課の評価及び改善を図り、利用者と向き合える時間や利用者の精神的、活動的なニーズの充足等、有効化を推進する。
- ② 『専門性の高いケア・根拠に基づいた介護の実践』について、人材の確保が困難な時代だからこそ、マクロな視点での『介護』という仕事の本質・理想を追求し、職員の合意形成を経た研鑽された介護理念をもとに、専門性が高く根拠に基づいたケアサービスが現場で展開されるよう努める。
- ③ 職員の定着、育成における目標管理について、上司と部下の目的、目標の設定と達成プロセスの合意形成を図る過程と、達成に取り組む過程において、面談等でスーパービジョンが展開されるよう指導等行い取り組む。組織の活性化、個人の成長を求め、上司のリーダーシップ力の向上、ケアリーダーを中心とした実践発表や研修会等開催したい。
- ④ 主に夜間の業務の軽減化を図る。ICTの積極的導入により、業務効率も上げることで、長時間の肉体労働の軽減化を図りたい。

(2) 看護

① 定期健康診断の実施（年2回）

- ・事前に具体的な計画を立て職員に周知し協力を得てスムーズに実施する。

② 日常の健康チェック

- ・血圧の薬を内服している又は高血圧の診断のある利用者は毎朝血圧測定を行い血圧手帳に記入する。通院時、主治医に報告する。
- ・利用者全員のバイタルサイン、体重測定を毎月実施し健康チェックを行う。
- ・栄養管理を経管栄養で行う利用者及び体調不良の訴えが出来ない利用者は、毎日バイタルサイン測定を行い、体調不良がないか観察し異常の早期発見に努める。

③ 集団感染予防（インフルエンザ、ノロウィルス、コロナウィルス）

- ・インフルエンザ予防接種への取り組み。
- ・新型コロナウイルス予防接種への取り組み。
- ・冬季期間は、職員・利用者の個人衛生・感染予防に努める。
- ・手洗い、手指消毒、うがいなど周囲の状況に応じて促していく。

④ 利用者の健康相談や個別指導

- ・おやつとの相談・体重管理等の健康相談や個別指導を行う。
- ・看護師が利用者に関わりを深めて、個別的に指導する。
- ・担当支援員と情報交換を行いながら健康維持に努める。
- ・必要に応じて主治医に報告、相談、指示を仰ぎ利用者の健康促進、維持に努める。

⑤ 専門性・技術の向上

- ・研修会に積極的に参加し知識・技術の向上を図る。
- ・外部研修にも参加できるように計画すると共に勤務を調整する。

⑥ 訪問診療の充実

- ・回診、往診時、処置等速やかに実施できるように医師との連携を図る。
- ・往診前日には利用者へ声をかけスムーズに往診対応出来る様に計画的に行動する。
- ・新規利用者の歯科検診
- ・歯科治療、診察希望者は随時対応する。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、電話診療で対応とする。

(3) 機能訓練

- ### ① 個々に希望するリハビリを計画かつ実施する。職員間での情報共有を部署内でも周知

し本人が希望する機能訓練を提供する。車椅子乗車時及びベッド臥床時の姿勢を調整し適切な環境を提案する。衛生管理を徹底し利用者に喜ばれる清潔なりハビリ室を維持する。

- ② 作品作りを継続して行い、また作品作りの予定を立て作業工程の計画化も行う。体力向上、維持に繋がる作業内容を安全に提供する。
- ③ 参加意思のある利用者全員に卓球バレーの練習を行う。技術向上したい参加者、楽しみたい参加者と分かれているため、互いに充実した練習になるよう練習に変化をつける。大会参加を見据えた活動をして練習意欲を増進する。
- ④ 年2回開催される補装具巡回相談会の補助的な支援および、個々の車椅子の定期的な点検・修理を業者と共に行う。相談会参加前に本人と業者、作業療法士で内容を話し合い、身体機能上適切かつ本人の希望する車椅子を申請できるよう綿密に情報共有する。

(4) 給食

- ① 利用者一人ひとりの身体状況、食事摂取量、嗜好等を考慮した献立、調理法に十分配慮する。
- ② 厨房職員の給食業務に対する意欲、知識の向上のための研修への参加に向けて取り組む。
- ③ 季節を感じられるような、旬の食材を使った料理を献立に取り入れる。
- ④ 嗜好調査や日々の残食状況を参考にし、希望のメニューや好まれるメニューを献立に取り入れる頻度を増やしていく。
- ⑤ 毎月の季節の行事食の実施、普段とは違う形で食べていただけるような工夫、新メニューの作成など利用者が食事を楽しみにしていただけるような献立を計画する。

(5) 地域支援

- ① 利用者が社会参加できる機会を提供し、地域住民との交流を図れるように努める。
- ② 施設の機能を地域に開放し、ボランティア団体等の受け入れを積極的に行う。
- ③ 隣接（保育園）及び併設事業（デイサービス、相談支援事業）行政機関、社会福祉協議会、その他の社会福祉施設、ボランティア団体等と連携をとり、地域福祉を推進していくように努める。
- ④ 地域貢献のため、安心サポート事業を通じて、他の社会福祉法人と連携し地域の生活困窮者支援に取り組む。

(6) 職員の資質向上及び実習生受け入れ

- ① 研修計画のとおり外部研修へ派遣し資質向上に努める。また階層ごとに内部研修を実施し職員のスキルアップに努める。
- ② 専門職としてより質の高いサービスを提供するために、社会福祉士や介護福祉士、介

護支援専門員等の資格取得について、職員の意欲的な取り組みを支援する。

- ③ 医療的ケア研修への計画的派遣及び介護福祉士取得のための介護福祉士実務者研修等、意欲のある職員に対し援助を行う。
- ④ 福祉分野の人材育成及び障害福祉理解の促進のために、高校や専門学校、大学等の各種実習の受け入れを積極的に行う。
- ⑤ 各種団体からの講師派遣依頼や協力依頼には応じ、専門的知識の向上に努める。

(7) 日常安全対策及び非常対策

- ① 日々安全で安心して生活できるように、施設内における危険箇所の早期発見に努め、事故を未然に防ぐように努める。
- ② 計画的に年2回の総合防災訓練（6月、10月）の実施と防災管理知識及び救命知識の習得に努める。
- ③ 全職員対象とした救命講習を実施し、救急時に落ち着いて心肺蘇生法（確実なAEDの使用）ができるよう技術の習得に努める。

(8) 苦情解決

- ① 日々の日常において、利用者が要望や苦情を言いやすい環境づくりに努める。
- ② 利用者との対話会を定期的に（3か月に1回）計画し実施する。
- ③ 利用者や家族の要望を業務改善につなげるよう行動する。

(9) その他

- ① 機関紙広報「ひばり」を年3回（5月、9月、1月）発刊し、地域住民や関係機関へ情報を発信する。
- ② 施設の行事を通じて利用者や家族、職員との親睦を深めるように努める。
- ③ 職員面談を実施し、職員が働きやすい職場環境を整備し、福利厚生の実施に努める。
- ④ 岩手県の障害者支援施設間交流研修において、積極的に職員を派遣し、また他施設の職員の受け入れを行い、サービスの質の向上に繋げていく。
- ⑤ 自立支援協議会と連携し、地域の課題解決のため、必要とされるサービスの検討、開発に向け取り組んでいく。

令和6年度 各種会議等計画

名 称	開 催 日	目 的	構成メンバー
主任会議	毎月第2水曜日	施設運営管理の協議 各部署の課題協議、調整	施設長 サービス管理責任者 各部署主任
各部署会議	随 時 (月1回)	各部署から主任会議への課題検討 等	各部署職員
ケース会議	随 時	援助困難ケースの検討 援助方針の確認	サービス管理責任者 各部署職員
モニタリング 会議	9月、3月	個別支援計画書の見直し、評価会 議	サービス管理責任者 医務、リハ、栄養 及び担当職員
リスクマネジメ ント委員会	毎月1回	施設内のリスクの検討、改善 事故防止の取り組み	担当職員
衛生委員会	毎月1回	職員の健康管理について 職場環境の改善の検討等 職員交流等の福利厚生についての 取り組み 感染予防等の対策、実施	産業医 衛生管理者 担当職員
行事広報委員会	随 時	行事の企画立案、実施 外出行事の企画立案 広報『ひばり』の発刊 ホームページの更新	担当委員
虐待防止委員会	随 時	虐待防止の取り組み 身体拘束廃止の検討	担当職員

令和6年度 年間行事・行事食計画

月	行 事	行 事 食
4月	花見会	花見会
5月	保育園交流（11月まで）	寿司の日
6月	総合防災訓練、釣り堀外出 焼き肉の日	レストランの日
7月	夏祭り	七夕、土用の丑の日、焼き肉の日
8月	花火大会見学	お盆
9月	久慈秋祭り見学 バーベキューの日	選択メニュー
10月	総合防災訓練	レストランの日
11月	芋煮会 紅葉ドライブ	寿司の日
12月	クリスマス会	クリスマス会、冬至、大晦日
1月	春祈禱 餅つき会	元旦、七草がゆ、春祈禱
2月	節分 健康診断	節分
3月		ひなまつり

※誕生日お祝いメニュー

本人から希望を聞き取りし、誕生日当日の食事として提供している

令和6年度ひばりデイサービスセンター事業計画

●基本理念

ひばり療護園と共通

●運営方針

ひばり療護園と共通

●支援方針

全国身体障害者施設協議会倫理綱領及び職員倫理綱領を遵守するとともに、利用者一人ひとりの意思や希望をもとに「個別支援計画」の作成・見直しをし、ニーズを最大限に反映したサービス提供を心掛けるものとする。また、ニーズを反映した業務マニュアルの見直しも行っていく。

（１）生活相談

利用者及びその家族等の日常生活や介護に関する相談に応じ、必要な支援、助言及び関係機関との連絡調整を行うとともに、傾聴に努め思いを共有し支援する。

（２）創作活動・レクリエーション活動

① 利用者個々のニーズを踏まえた目標を設定し、利用者の満足度を高める支援を目指す。

② 利用者の希望を取り入れ、幅広い活動を提案し、残存機能を活かした活動の拡大と充実に努める。

③ 製作作品を展示し、広く地域の皆様に活動を理解していただき、地域交流の一環とする。

（３）介護

「自立支援」のもと、本人のできることを最大限活かした介護を行う。残存機能の維持と意欲を持って活動することを目指した支援を行う。

（４）社会適応訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な社会適応のための支援または、援助を行う。

（例：外出、買い物等）

(5) 入浴

心地よさ・気持ち良さや、清潔・衛生保持といった心身の健康を目的とし、安全面にも配慮し支援を行う。

(6) 給食

食事は大きな楽しみの1つであることを念頭に置き支援する。美味しく安全な給食を提供し、個々の障害の特性や身体の状態に応じた調理方法と食事形態での提供、また、嗜好に沿い提供する。

(7) 送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して専用車輛を使用し、常に安全運転を心がけ、安心・快適な送迎を提供する。

(8) 家族との連携

より質の高いサービスを提供するために、家族のニーズにもできる限り応え、施設と家族の信頼関係及び協力体制構築に努める。

令和6年度デイサービス行事計画

	センター内行事	センター外行事
4月	花見会	
5月		
6月	総合防災訓練(療護園と合同) 焼き肉の日(療護園と合同)	ひばり保育園運動会
7月	ティータイム	釣り堀
8月	ティータイム	
9月	ティータイム	
10月	総合防災訓練(療護園と合同)	日帰り旅行
11月		
12月	クリスマス忘年会(療護園と合同) 調理活動	
1月	春祈祷 餅つき会(療護園と合同)	
2月	節分(療護園と合同) ケーキ作り	
3月		

令和 6 年度
ひばり障害者支援センター事業計画

1 事業運営の基本方針

地域で生活する障害者若しくは障害児、その家族等及び障害者入所施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対し、総合的な援助を行うことにより、障害者やその家族等の地域における生活及び障害者入所施設からの地域生活移行を支援し、もって地域で生活する障害者の自立と社会参加の促進を図ることを基本方針とする。

2 事業の内容

利用対象者一人ひとりの希望する生活の実現のために必要なフォーマルサービス（福祉・保健・医療・教育・就労等）及びインフォーマルサービスを利用するための総合的な支援を行うために、次の事業を行う。

(1) 相談窓口機能

利用対象者等からの各種相談に対応し、ケアマネジメントの手法を用いた支援を行う。

(2) 福祉サービス利用の援助

介護給付サービス、訓練等給付サービス、地域生活支援事業等の各種福祉サービスの利用のための援助を行う。

ア サービス情報の提供

イ サービス利用の助言

ウ 介護相談

エ 利用申請の援助

オ その他、福祉サービス利用のための援助

(3) 社会資源を活用するための支援

ア 就労継続支援事業所（A・B型）、就労移行支援事業所、地域活動支援センター等の情報提供・紹介

イ 福祉機器等の情報提供・利用のための助言

ウ 住宅改造（改修）のための助言

エ 住宅に関する情報提供

オ 生活情報（交通、ホテル、買物、余暇等）の提供

カ その他、社会資源を活用するための支援

(4) 権利擁護のために必要な援助

ア 成年後見制度活用のために必要な援助

イ 日常生活自立支援事業利用のために必要な援助

ウ 権利侵害等に対応するために必要な援助

エ 権利擁護、障害者虐待防止法に基づいた必要な援助

オ 生活困窮世帯等における「あんしんサポート相談員」としての援助

(5) 計画相談支援

ア サービス等利用計画の作成（サービス利用支援）

基本情報やアセスメントから導きだされた生活課題を解決し、利用者が希望する生活を実現するための具体的な手段を示した計画。市町村が障害福祉サービスの支給決定を行うための根拠となる。

イ モニタリング報告書の作成（継続サービス利用支援）

サービス等利用計画に基づいて適切なサービスが提供されているか、利用者のニーズが充足されているかを確認する過程。また新たに対応すべきニーズが生じていないかを定期的・継続的に見守る過程。

(6) 専門機関の紹介

利用者のニーズや相談内容等に応じ必要な専門機関を紹介し、確実な橋渡しを行う。

(7) 困難ケース等への対応

関係機関等との緊密な連携・協働体制を通し、困難ケース等への解決のために必要な支援を行う。また、必要に応じケア会議を開催しまたは出席し必要な助言等を行う。

(8) 地域啓発活動

地域福祉及び障害者福祉の理解・促進のため、あらゆる機会を通じて啓発活動を実践する。

(9) 障害支援区分認定調査

市町村から委託を受け実施する。

(10) その他の支援

- ・第7期障がい福祉計画（令和6～8年度）に沿った対応を行なう。
- ・（1）～（8）のほか、利用対象者等からの相談に応じ必要な支援を行う。

3 利用対象者

(1) 利用対象者は、久慈市、洋野町、野田村及び普代村で地域生活支援を必要とする障害者及びその家族等。

(2) 障害者入所施設等から地域生活移行を希望する障害者。

(3) 計画相談

障害者福祉サービスを利用する計画相談を必要とする障害者、障害児。

4 職員

この事業を実施するために、相談支援専門員2名を置く。

5 事業実施場所

ひばり障害者支援センターは、ひばり療護園内に置く。

6 事業の実施主体

相談支援事業の実施主体は、久慈市、洋野町、野田村、普代村。ただし、社会福祉法人天神会がこの事業を久慈市、洋野町、野田村、普代村より委託を受け実施する。

7 事業実施上の留意点

- (1) 地域の中でひとりの人間としてその人らしく尊厳をもって生きることを支援できるよう、常に利用者本位の視点で支援にあたること。
- (2) 利用対象者等のプライバシーや人権の擁護については、細心の注意を払い、その秘密の保持に努めること。
- (3) 福祉・保健・医療機関、当事者団体等の関係機関（専門機関）等との連携を十分に図り、利用対象者の希望する生活の実現のための支援体制等の充実に努めること。
- (4) 「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」について自立支援協議会を通じて、他の相談支援事業所と密接な連携・協働をはかり、地域の課題解決に努めること。

令和6年度 ひばり保育園事業計画書

1 目的

保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 保育理念

「いきいきとした明るい子どもに育つ願いを込めて」

3 保育目標

- ①健康な身体の子ども
- ②よく考えて行動できる子ども
- ③豊かな心をもった子ども
- ④思いやりのある子ども

4 保育時間

午前7：00～午後7：00

5 保育内容

園目標にそって、組ごとの年間指導計画を作成し、保育環境を整え一人ひとりの発達・個性を大切にしながら保育を進める。また、子ども達が友達と関わりながら色々な体験をし、心豊かに成長できるよう援助していく。

6 保育日課

7：00 開園	14：50 めざめ
8：00 順次登園	おやつ
9：00 自由遊び	16：00 順次降園
一斉保育	居残り保育
9：20 おやつ（3歳未満児）	18：00 延長保育、おやつ
11：10 昼食	19：00 閉園
12：00 未満児午睡	
13：00 以上児午睡	

7 保育予定児童数（令和6年4月1日）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0名	3名	2名	4名	2名	5名	16名
女	0名	6名	1名	6名	0名	13名	26名
計	0名	9名	3名	10名	2名	18名	42名

8 クラス編成

クラス名	年齢別	児童数	職員数
未満児クラス	0・1・2歳	12名	4名
以上児クラス	3・4・5歳	30名	4名
一時保育士			1名
3歳以上児フリー保育士			2名

9 職員

(1) 園長	1名
(2) 主任保育士	1名
(3) 副主任保育士	1名
(4) 保育士	6名
(5) 調理師	3名
(6) 保育補助	4名
【合計 16名】	

久慈市門前 37-56-26 ちだ医院の千田修医師を嘱託医とする

久慈市八日町 1-37 宮沢歯科医院の小柳亜沙子医師を嘱託医とする

10 運営目標

(1)令和5年度は複数名の職員の退職があり、現在、保育士・保育補助においては20代後半～30代前半の保育士が居らず空洞化しているため、定着育成に取り組む。

- 承認の職場風土、心理的安全性を高める
 - ・指導マニュアルの作成
 - ・サンクスカードの導入検討
- 学びの体制を整え、保育の質、教育の質（教える・教わる）を高め、目指すべきところの共通理解化を図り、役職・役割を機能させる
 - ・計画的な研修の実施と、実践のPDCA化を図る

- サークルタイムを導入する

(2)園児数を増やすため、他園との差別化を図る。保護者のニーズを把握する。

- 園庭改造に着手する
- ホームページまたは、業務支援ソフト等を活用し、定期的に保護者アンケートを実施する
- インスタグラムで、行事のみではなく、普段の意図された保育場면을発信する

(3)業務効率化を図る

- 業務支援ソフトを導入活用し、紙記録を極力減らす

(4)地域ニーズに応え、多機能化を図る

- 令和8年4月以降、認定こども園へ移行する
- 令和9年度以降、病児保育、学童保育、送迎サービスなど検討する

令和6年度ひばり保育園年間行事予定

月	行 事 内 容	備 考
4月	入園・進級式 療護園ふれあい訪問 自由参観日	
5月	療護園ふれあい訪問 親子遠足 内科検診（1回目）	
6月	運動会 療護園ふれあい訪問 歯科検診 食育指導日	
7月	夕涼み会 観劇会 ピクニック（弁当日） 療護園ふれあい訪問 交通安全教室 療護園夏まつり	
8月	天満宮祭礼 参加	地域行事参加
9月	療護園ふれあい訪問 ミニ遠足 収穫祭 保育参観	
10月	内科検診（2回目） ピクニック（弁当日） 療護園ふれあい訪問 個別懇談 天神堂文化祭	
11月	かけっこ大会 七・五・三詣り	
12月	クリスマス会 生活発表会	
1月	みずき飾り	
2月	保育参観日 豆まき会 弁当日	
3月	ひなまつり会・お別れ会 卒園式 入園の懇談会	

定例行事： 誕生会、身体計測、避難訓練、安全指導、全体ふれあい集会
ステップキッズ（毎月第2月曜日）、リズム運動、Fun Fun Etime